



令和8年度 稲敷市の高齢福祉サービス

稲敷市では、介護保険でのサービスの他に下記のような高齢福祉サービスを行っています。

問合せ先：稲敷市役所 高齢福祉課
Tel029-892-2000 内線2127・2128

ひとり暮らし高齢者向けサービス	サービス名	内 容
	愛の定期便	2週間に1回(月2回)、乳酸菌飲料を配布し安否確認を行う。
	給食サービス	バランスのとれた食事の提供(月1回程度)を行い安否確認を行う。 ※夏期衛生面より6～9月の提供は中止。
	配食サービス	食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者等に対して栄養のバランスのとれた食事を配達し、在宅生活を支援するとともに、安否確認を行う。 ※利用の可否については、対象者の状況等を訪問調査の上で決定。
	ふれあい電話	月2回程度、利用者へ電話をかけて孤独感の解消と安否確認を行う。
	緊急通報システム	急病や事故などの緊急時に通報できる機器(本体とペンダント型)を設置し、協力員や消防本部に通報し速やかに救助を行う。
	救急医療情報キット配布	高齢者、障がい者等に対し、かかりつけの医療機関、持病等の救急時に必要な医療情報を冷蔵庫に保管するキットを配布。
高齢者を介護している方へのサービス	紙おむつ支給	紙おむつ等を2ヶ月に1回支給する。
	ねたきり高齢者理美容料助成	ねたきり高齢者に対し、居宅において受ける理容または美容の料金の一部を助成する。
	家族介護慰労金	4ヶ月以上、ねたきりや認知症の高齢者を在宅で介護している方に介護慰労金を支給する。※介護期間4ヶ月ごとに申請が必要。
	徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊の見られる認知症高齢者に位置情報端末の貸与をすることにより、徘徊高齢者の保護を支援する。
	徘徊高齢者等見守りシール交付	認知症で徘徊のおそれのある方の衣服等にQRコードが印字されている見守りシールを貼り行方不明になった際、早期に発見保護します。
高齢者経済支援サービス	シルバーカー購入費補助	高齢者、障がい者の歩行を容易にする為シルバーカーの購入者に対して補助金を交付する。※購入時の領収書原本・説明書写し等が必要。
	老人性白内障補助眼鏡等購入費助成	老人性白内障手術を受けた方で、補助眼鏡等を使用することで視力の回復が可能な方に対し、眼鏡等の購入費用の一部を助成する。 ※購入時の領収書原本等が必要。※保護眼鏡は対象外。※1人1回限り
	高齢者補聴器購入費用助成	聴力の低下により、日常生活に支障があり、補聴器(医療機器認証番号があるもの)を購入した高齢者に対し、予算の範囲内において費用の一部を助成する。 ※購入時の領収書原本・説明書写し等が必要。 ※集音器、付属品の購入費、診察料、修繕費は対象外。 ※1人1回限り
	高齢者移送支援サービス助成事業	車いす又はストレッチャーを使用しなければ、通院等の外出が困難な高齢者等に対し、介護タクシーで使用可能な稲敷市地域交通利用券(タクシー券)と同程度の助成が受けられる専用の介護タクシー利用券を交付する。交付枚数は、申請月によって異なる(最大48枚)。 ※稲敷市地域交通利用券(タクシー券)として使用することは不可。 ※稲敷市地域交通利用券(タクシー券)と同時に交付を受けることは不可。 ※病気や怪我等により、一時的に車いす等を使用する方は対象外。 ※障害者移送支援事業(障害福祉サービス)に登録のある方は対象外。

対 象 者	利用料金等
65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等 ※自宅にて対面での配達のみ対応	無料
70歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等で、自家用車両等(自動車・自転車・シニアカー等)の移動手段を所有しない方 ※自宅にて対面での配達のみ対応	無料
身体的な理由から食事の調理が困難で、在宅生活に支障のある65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等 ※「調理をしたことがない」「調理が面倒、献立を考えられない」「自分で買い物に行ける。」「家族が食事を支援できる。」は対象外	昼食 400円 夕食 400円
65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等 ※配食サービスを受けている方は非該当	無料
65歳以上で急な発作のおそれがあるなど、健康上特に注意する疾患のあるひとり暮らしの方、緊急時に電話通報が困難な65歳以上高齢者世帯※NTT固定回線を使用していない方には取り付け不可。	設置工事費 17,500円程度 (市民税非課税世帯は無料)
65歳以上のひとり暮らし高齢者・身体障害者手帳所持者で、重度視覚障害者または聴覚障害のある方・日中独居で、健康上不安のある方	無料
①要介護4以上、または要介護2・3で排泄全介助の65歳以上の在宅高齢者 ②介護保険料の未納がない方 ③介護保険料所得段階区分第1段階から5段階の方 ※入院・施設入所者は非該当	無料
65歳以上の在宅の高齢者で要介護4・5と認定された方、または常時臥床の状態にある方	1回につき2,000円 (同一年度に最大4回まで)
要介護4・5と認定された65歳以上の高齢者を在宅で常時介護する方 (介護保険サービスを利用している方は非該当。住宅改修・福祉用具購入・5日間までのショートステイは除く)	1回あたり6万円支給
市内に住所を有する徘徊高齢者の介護者	基本料金 1,320円/月 ※非課税世帯は無料
市内に住所を有する徘徊高齢者の介護者	無料
65歳以上の方もしくは、身体障害者手帳所持者で歩行に支障を来す方 ※過去5年間に同補助を受けている方・同一世帯に市税等滞納がある方には交付不可。	1人1台まで 購入額の2分の1(上限5,000円)
①手術を受けた日に市内に住所を有する65歳以上の方 ②視力矯正のため、補助眼鏡等を使用する必要があると医師が認めた方 ③市税等に滞納のない方 ※①～③すべてに該当する方	購入額の2分の1以内 ○補助眼鏡 上限10,000円 ○特殊眼鏡 上限30,000円 ○コンタクトレンズ 上限25,000円
①申請日及び補聴器の購入日において市内に住所を有する65歳以上の方 ②聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていない方 ③市税等に滞納のない方 ※①～③すべてに該当する方	補聴器本体1台分 (片耳分のみ) 購入額の2分の1以内 (上限20,000円)
稲敷市に住所を有する高齢者等で、次のいずれかの要件に該当する方 ① 要介護1～5の認定を受けていて、歩行ができないと判定されている方 ② 身体障害者手帳に1級、2級又は3級と記載されている歩行のできない方 ※要件に該当する方で、既に稲敷市地域交通利用券(タクシー券)の交付を受けている方は、残りの利用券を介護タクシー利用券に変更。	1回の乗車につき、運賃に応じて最大3,000円を助成。 ※登録事業者のみで使用可能。 ※乗車地または降車地のいずれかが市内の場合のみ使用可能。 ※対象者本人のみが使用可能。